

## 動物検疫所担当者理解度チェック（令和8年1月） 解答と解説

以下の問1～10について、正しいものに○、誤っているものに×をつけてください。(各10点)	
問1	申請するにあたり、輸入が一時停止されている貨物ではないことを、動物検疫所のウェブサイトで確認した。
	<p>【解答】○ (正答率:93%) 講習会資料:P.9,23</p> <p>動物検疫の対象貨物については、申請の前に、輸入が一時停止されているものでないか確認をお願いします。</p> <p>海外における家畜の疾病的発生により、輸入が一時停止となる場合があるため、動物検疫所ウェブサイトをご確認ください。 海外の疾病発生状況については、動検WEBサイトの他、動物検疫所のメールマガジン(動検NEWS)でも配信しています。</p>
問2	米国からの豚肉について、フルコンテナで到着するので、保管場所をヤードとしてコンテナ検査の申請を行った。
	<p>【解答】× (正答率:77%) 講習会資料:P.55</p> <p>米国ではBSE等の家畜の伝染性疾病的発生があるため、米国からの肉製品は指定検査場所の倉庫に蔵置の上で検査を受けなければなりません。畜種違いのものが混入する可能性を考慮し、輸入肉の畜種に関わらずコンテナ検査は認められません。</p> <p>【通知】「輸入港の倉庫等で検査を実施するコンテナ詰め輸入畜産物について」 輸出国における家畜の伝染性疾病的発生状況等動物検疫上の必要性から輸入港又は回送先の指定検査場所の倉庫等に蔵置の上、検査を実施するものは、次のとおりとする。 1 家畜伝染病予防法施行規則(以下、「規則」という。)第43条の表の地域及び高病原性鳥インフルエンザの発生地域から輸入される偶蹄類の動物、馬及び家畜の肉、加熱処理肉、臓器、加熱処理臓器、ソーセージ、ハム、ベーコン、 2 牛海綿状脳症の清淨地域以外の地域から輸入される偶蹄類の動物、馬及び家畜の肉、臓器、ソーセージ、ハム、ベーコン</p>
問3	ブラジルからの鶏肉が横浜港に到着した。中国で積み替えを行っているが、密閉型コンテナ(Aコンテナ)の貨物であり、HCシールはヤードにて確認ができたため、回送申請せずに京浜港内の指定検査場所に送致した。
	<p>【解答】○ (正答率:53%) 講習会資料:P.46</p> <p>密閉型コンテナであって、シールにて封印がされているものについては、京浜3港内での回送申請は省略可能です。</p> <p>なお、京浜3港(東京、横浜、川崎)と他港間の回送には動検の回送指示書が必要となるため、回送申請が必要です。 第三国を経由し日本に到着する場合はHCシールの確認が必須のため、CYから情報を入手し、HCシールに問題がないことを確認の上で申請を行ってください。</p>
問4	精密検査を求められた際、同一アイテムが近々到着するため次回精密検査を受けたいと輸入者から希望されたが、精密検査の延期等は認められない旨を説明し、予定どおり検査を受けた。
	<p>【解答】○ (正答率:93%) 講習会資料:P.56</p> <p>動物検疫所が精密検査が必要と判断したものについて、検査の延期等は認められません。</p>
問5	到着後の貨物について申請する際、日本に到着したコンテナのHCシールは未確認だが、H/Cにシール番号の記載があったため、Aコンテナ／封印の欄に「YY」と入力した。
	<p>【解答】× (正答率:92%) 講習会資料:P.34</p> <p>HCにシールの記載があっても、到着時にHCシールが確認できていない場合は「YN」で申請してください。 コンテナ検査品や回送品等で、到着後にコンテナヤードから「シール確認書」等を入手し、申請時にHCシールが確認できる場合のみ「YY」で入力してください。</p>
問6	動物検疫所と植物防疫所の検査対象貨物が同梱されている貨物のコンテナについて、植物防疫所からコンテナヤードで検査を実施する旨の連絡があったため、動物検疫所へ事前に相談せず、貨物の開梱に応じた。
	<p>【解答】× (正答率:97%) 講習会資料:P.61</p> <p>家伝法第40条第1項により「指定検疫物を輸入したら遅滞なく申請し、原状のまま検査を受けなければなりません。」 基本的に、輸入検査に先立つ開梱は認められませんが、例外として、植防検査対象品と相構み・同梱されていて、植防の開梱検査が必要な場合は、指示事項を確実に履行できる場合に限り検査に先立つ開梱を認める場合がありますので、必ず事前にご相談ください。</p>
問7	H/C記載内容の不備等は全て輸入者の責任であるため、H/Cのチェックはせずに申請した。また、現物検査の立会いは、家畜防疫官の指示があつた際にその伝達を行なうだけで、特に引継ぎ等は行わざ手の空いている者を向かわせた。
	<p>【解答】× (正答率:100%) 講習会資料:P.22,50</p> <p>申請者は輸入者の代理であり、検査貨物に関する責任を有します。申請前のH/Cチェックを含め、手続きに全般における適切な対応が求められます。 現物検査の際には、スムーズな検査のために貨物情報を十分把握しており、動物検疫所からの質問等に正確に答えられる方の立会をお願いします。</p>
問8	翌日検査希望分の輸入検査申請について、前日の時点では検査の有無の判定結果がでていなかったため、検査希望日当日朝9時までに現物検査の有無をNACCS上で確認した。
	<p>【解答】○ (正答率:63%) 講習会資料:P.48</p> <p>検査希望日の朝8時30分までに入庫報告を終えている申請については、9時までに現物検査の判定を行い検査コースを決定します。 判定結果はILIの現検コードで確認ができます。</p>
問9	日本に到着している貨物について、事前にH/Cの差替えがあると情報を得た。差替え後H/Cは1か月以内には入手できることがわかつたため、H/Cの差替えが完了してから申請した。
	<p>【解答】× (正答率:80%) 講習会資料:P.69</p> <p>指定検疫物は陸揚げ後遅滞なく申請する必要があります。 動検対象貨物は家畜の病原体を拡散する恐れがあるものとして検査を行っていますので、動物検疫所は陸揚げ後の貨物がどこにあるのか品物が何か把握する必要があります。</p> <p>【家畜伝染病予防法第四十条(輸入検査)】 指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物につき、原状のままで、家畜防疫官から第三十六条及び第三十七条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無についての検査を受けなければならぬ。</p>
問10	CFS倉庫でデバンした貨物の中に、「HOG HAIR」というアイテムがありどのようなものか判断がつかなかったが、輸入者からは今回の貨物の中には動物検疫対象のものは無いと聞いていたため、動物検疫対象外と判断した。
	<p>【解答】× (正答率:100%) 講習会資料:P.70,71</p> <p>HOG HAIRとは、豚毛のこと、指定検疫物です。 CFSで種分けが必要な混載貨物等については、予期せず動検対象貨物が含まれていることがあるかと思います。 輸入者から動物検疫対象の貨物は無いと連絡があった場合でも、動検対象か判断に迷うものがあった場合には、必要に応じて動物検疫所にご相談ください。</p>